

動薬協会発 20 号
令和 3 年 5 月 6 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の一部を改正する告示の施行について（通知）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり、令和 3 年 4 月 28 日財務省第 64 号、3 文科振第 40 号、医政発 0428 第 1 号、3 政第 31 号、20210413 商局第 2 号、環自計発第 2104281 号、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医政局長、農林水産省技術総括審議官、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官、環境省自然環境局長連各通知がありましたので、お知らせします。

財 総 第 6 4 号
3 文 科 振 第 4 0 号
医 政 発 0 4 2 8 第 1 号
3 政 第 3 1 号
2 0 2 1 0 4 1 3 商 局 第 2 号
環 自 計 発 第 2 1 0 4 2 8 1 号
令 和 3 年 4 月 2 8 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 殿

財務省大臣官房総括審議官
(公 印 省 略)
文部科学省研究振興局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
農林水産省技術総括審議官
(公 印 省 略)
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
(公 印 省 略)
環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の一部を改正する告示の施行について (通知)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の一部を改正する告示 (令和3年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。)が令和3年4月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれては、御了知の上、貴機関、貴団体又は管下の関係者に対し周知方よろしく願います。



財務省、文部科学省、
○厚生労働省、農林水産省、告示第一号
経済産業省、環境省

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

財務省、文部科学省、
(平成二十九年厚生労働省、農林水産省、告示第一号)の一部を次のように改正する。
経済産業省、環境省

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

様式第1中「平成」を削り、「氏 名 印」を「氏 名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考8までを一ずつ繰り上げ、同様式備考9中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考を同様式の備考8とする。

様式第2中「平成」を削り、「氏 名 印」を「氏 名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考9までを一ずつ繰り上げ、同様式備考10中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考を同様式の備考9とする。

様式第3中「平成」を削り、「氏 名 印」を「氏 名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考8までを一ずつ繰り上げ、同様式備考9中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考を同様式の備考8とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、令和2年中に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「指針」という。）の様式で定める、報告者に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

2 改正の内容

指針の様式で定める報告者に対して押印を求めている手続の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、所要の規定の整備を行った。

3 経過措置について

(1) 書類に関する経過措置

この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなすこととした。

(2) 用紙に関する経過措置

この告示の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。

以上